

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

マルクス主義学説の歴史的発表……………2

総評「全的統一論」を考える……………3

——夏の全的統一を達成するために(一)——

◇座談会 組合大会をふり返って(四)

報告九 新ナショナルセンター結成が焦点(統一労組懇)……………6

報告十 夏の全的統一追求が左派の課題(日教組)……………9

資料1 新しいナショナルセンターの役割と課題(統一労組懇)……………13

資料2 構成と運営の基本(統一労組懇)……………14

KYT管理で隷属化……………16

——NTT職場の実態に学ぶ——

北海道でも「六本さん」の出版記念会……………18

読者からのおたより……………18

旬刊 社会通信

NO. 381

一九八八年九月二日

一九八八年九月二日発行

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

マルクス主義学説の歴史的発展

レーニンは「カール・マルクスの学説の歴史的使命」の冒頭に「マルクスの学説の主要な点は、プロレタリアートが社会主義社会の創造者としてもつ世界的役割を解明したことにある」と述べ、「マルクスが最初に提出したのは一八四四年であった。一八四八年に発表されたマルクスとエンゲルスとの『共産党宣言』はすでにこの学説に完全な、体系的な説明を与えており、それは今日にいたるまで最良のものである」と評価している。ひきつづきレーニンは、マルクスの学説を『共産党宣言』の完成以来三つの主要な時期に分けて述べている。

第一期（一八四八年からパリ・コンミュニオン（一八七一年））では、マルクスの学説は決して、支配的なものではなく、たくさんあった社会主義の分派ないし潮流のうちの一つにすぎなかった。支配的だったのは、民主主義的な諸改革のブルジョアの本質を「人民」とか、「正義」とか、「権利」とかの、いろいろなえせ社会主義的な空語でおおいにかくす潮流（ナロードニキ主義）であった。この時期は嵐と革命の時期と言われ、その終わりには、前マルクスの社会主義は死滅していった。そして、自主的なプロレタリア諸党、すなわち第一インタナショナルとドイツ社会民主党とが生まれた。

第二期（一八七二―一九〇四年）は、西欧ではブルジョア革命は終わり、プロレタリア的な社会主義的政党が各国に形づくられていった。そして、マルクスの学説は完全な勝利をおさめ、ひろがっていった。プロレタリアートの勢力を集合させ結果させる過程が、ゆっくりと、しかし各個として進んでいった。

また、マルクス主義の理論的勝利の結果、その敵たちはやむなくマルクス主義者に仮装することになり、階級闘争の断念等々を説教した。彼らの味方も、国会議員や労働運動のいろいろの役員、インテリゲンチアの「同情者」のあいだに多くいた。

第三期（ロシア革命以後）は、アジアに巨大な世界的嵐の新たな源泉が開かれた。ヨーロッパでは、大衆闘争の準備と発展との諸条件に注意をおこたっている若干の人たちは、絶望と無政府主義とにおちいった反面、狂気のような軍備と帝国主義の政策とがヨーロッパにつくりだしている。「社会的平和」は、なによりも火薬の樽に似ている。そして、あらゆるブルジョア政党の解体とプロレタリアートの成熟とが確固として前進しつつある。

このようにレーニンはマルクスの学説の歴史的運命を述べ、最後に、「プロレタリアートの学説としてのマルクス主義に、さらに大きな勝利をもたらすのはきたるべき歴史の時期であろう」と、将来への展望と確信を考えている。レーニンはわれわれの学説（マルクス主義）についてこうまとめている。

「われわれの学説は教条ではなくて、行動の指針である―エンゲルスは自分について、また彼の著名な友人について、こう語った。この古典的な命題のなかで、たえず見うしなわれがちなマルクス主義の一つの面が、すばらしい力強さと表現力とをもって強調されている。これを見うしなうと、われわれはマルクス主義を、一面的な、不具な、死んだものにしてしまい、それからその生きた魂を引きぬいてしまい、その根本的な理論的基礎―弁証法、すなわち全面的な、そして矛盾にみちた歴史的發展についての学説―を掘りくずしてしまう。歴史の新たな転回たびごとに変化しうる、その時代の特定な実践的義務とマルクス主義との結びつきを掘りくずしてしまうのである」

また、歴史の教訓として、「マルクス主義は死んだ教条ではなく、なにか完結した、できあがった不変の学説ではなく、行動の生きた指針であるからこそ、それは社会生活の諸条件の驚くべき急激な転換を自己のうえに反映せざるをえなかった」。そしてさらに、「マルクス主義の理論的基礎とその根本的諸命題とを擁護するために、危機の深さと、それに対する、闘争の必要とを自覚しているすべてのマルクス主義者が結束することは、重要なことではない」ことを強調している。

総評「全的統一論」を斬る

—— 真的全的統一を達成するために(一) ——

総評大会は「八九年解散」を決め、総評はこの一年、解体準備にヒタ走ることになりました。黒川議長が大会冒頭、「有終の美を飾りたい」と述べたことにも、それは明かです。総評は「全的統一」を達成するといっています。「全的統一」が達成可能なんて、だれも信じてはいないにもかかわらずです。総評解体の準備はどのように進むのでしょうか。そして、なぜ総評が連合に吸収合併されることになるのでしょうか。当該組織の基本文書をもとに考えてみます。

（一）のままでは官公労は連合に吸収

第一は、官公労の「統一」です。総評はこのための基本文書として、すでに「統一ナショナルセンター」を展望する官公労働組合運動の基本方向¹⁾について(素案)を明らかにしています。同文書は「1、経過とわれわれの態度。2、統一ナショナルセンターの必要性。3、われわれの運動の基本方向と指針。4、官公労働組合の政策課題と役割」からなっています。この文書には、官公労働者が直面するもつとも大きな問題である「行革」にも一言もふれられてはおりません。それは「3、われわれの運動の基本方向と指針」にも明かです。「基本方向」と「指針」は法三条的に、総評運動の歴史と伝統を放り投げるかのように、こうあるからです。

〈基本方向〉

- (1) 日本国憲法が保障する自由と民主主義を守り拡大することを基本理念。
- (2) 人間の尊厳を尊重する労働とゆとりある生活の実現。
- (3) 完全雇用の達成、労働基本権の確立、労働諸条件の改善、国民生活の改善。
- (4) 自由、平等、公正で平和な社会の実現。
- (5) 公務・公共部門の役割の重視。
- (6) 国際化に対応しうる国際労働運動への積極的貢献。

〈指針〉

- (1) 政府・使用者・政党からの独立。
 - (2) 労働組合の主体性の堅持と、あらゆる介入の排除。
 - (3) 全労働者の結集、とりわけ中小・未組織労働者の重視。
 - (4) 労働組合の社会的責任の自覚と国民生活の改善。そのための政党・団体との共闘。
 - (5) 地域運動の強化。
 - (6) 政策形成機能、精神的・文化的活動、自主福祉活動の強化
- これにたいして連合は五月、「労働界全体の統一に関する基本構想(その二)」を決定しています。そこでは、「今後の課題は、官公労働組合との相互理解を決めるとともに、これと協力し、労働界全体の統一、すなわち一国一ナショナル・センターの実現にある。具体的には、『連合』と官公労働組合との統一である」との立場から、「中央レベルの統一」がこう主張されています。

「1、中央における統一の対象は『連合』と官公労働組合。

2、統一の姿 官・民の統一一体は『連合』が、官・民の統一にあたって示した三重要事項(1)進路と役割、(2)ICFTU加盟、(3)統一労組懇などに対する毅然たる態度)に賛同する産別組織をもって進める。

特に統一労組懇など、現在の労働界全体の統一を認めず、誹謗、中傷を加えるものに

対する対応について、参加組織それぞれが一線を画する態度を明確に示すことである。なお統一体は「連合体」方式とする。

総評は四月二三日、いわゆる「真柄メモ」によって、連合の主張をすべて飲んだことになりません。連合もほっと安堵の胸をなでおろしたのか、五月には「総評見解」との位置づけで公表しました。これによって、当初、「連合と総評・官公労、連合と全官公との話し合いが行われている状況において、あたかも連合と総評が全的统一について話し合いを行っているかの感がある。これは誤りであり、いくつかの点において「進路と役割」の精神からして、同意しかねる」と、非妥協の態度をとっていた旧同盟・友愛会議、全官公の主張が現実的になり始めたのが、現在のもっとも大きな特徴です。

綱領問題も不十分

第二は、「全的统一」時の綱領文書づくりです。総評・官公労の一部には、総評の主張がもりこまれるかの幻想がただよっています。総評大会の第二号議案「労働戦線統一の完成にむけて」にはこうあります。

「綱領的文書の取扱いについては、その形式は統一ナショナルセンターの綱領的文書として新たなものを作成する。内容的には、総評もその作成過程で参加した「進路と役割」を尊重し、あわせて『目標とプロセス』における『統一ナショナルセンターの姿』（その機能と役割など）とくに官公労働者固有の課題について重要な柱として提起していく」

新たな綱領文書をつくり、官公労働者固有の課題を重要な柱として提起することがいわれています。「官公労働者固有の課題」とは何でしょうか。これをさらに明らかにしたのが総評の「連合と第五回首脳会議に臨む態度」です。

まず綱領についてです。こう述べられています。

「全的统一（労働界全体の統一）によって結成される統一ナショナルセンターは、民間、官公労働者による新しい統一体であるから、それにともない、名称、規約、綱領的文書については当然新しく規定すべきであると考え」

さらに「綱領的文書についての考え方」では(1)形式、(2)官公労働者の固有の課題がこういわれています。まず綱領的文書の「形式」です。

(1)新しい名称の文書とする。(2)構成については、『進路と役割』に即していえば、その『綱領』と『基本目標』を合わせて一本化したものを綱領的文書とし、『課題と使命』の部分は結成宣言及び運動方針に委ねる」

次に、官公労働者の固有の課題についてです。
「この課題のイメージを列記すれば、次の通りであるが、具体的検討及び成文化は作業委員会で行うことが妥当と考える。

- (イ)労働基本権の確立（ICFTU第一三回大会決定のレベルでの合意形成と運動展開）
 - (ロ)社会福祉の充実、民主的地方自治の確立と地域の活性化
 - (ハ)税・財政・金融制度の民主的改革
 - (ニ)通信・運輸・郵政事業の体系的確立
 - (ホ)食糧の安全で安定的供給とそのため農林漁業の振興
 - (ヘ)地域交通体系の整備と公共交通の確立
 - (ト)水と緑の確保および環境保護政策の推進
 - (チ)国民合意の民主的教育改革
- これが、「官公労運動にかかわる諸課題」というのです。日教組、自治労のみなさん、

本誌の読者のみなさん、「わかりました」と引き退ることができませんか。「冗談じゃない。ふざけるんじゃない」と何か一言でもいわなければ、そして「認められない」と総評本部、あるいは当該単産に「座り込み」「デモ」でもかけなければ、とても納得できる内容ではありません。竹下首相ですら、「余は満足」というものですから。

これにたいし、連合の「基本構想(その二)」で、「統一体の基本文書」のあり方について、こういっています。

「綱領、基本目標、課題と使命で構成する『進路と役割』とし、官公労働運動分野の部分を補強する。」

じつに抽象的です。これでは連合も総評の「官公労分野の部分」に、不満がありようがありません。こうして、総評・官公労と連合の間の対立は、綱領の「形式」のみとなります。

連合の具体論を展開したのが、全官公の「進路と役割」に対する補強意見」です。これまでですと、全官公の文書はすべて総評・官公労と連合の話し合いにクレームをつけるのが一貫した特徴でした。しかし、この文書は、これまでとすっかり様変わりし、総評・官公労と連合の話し合いを承認する内容であるばかりか、総評・官公労に「塩を送る」ものとなっています。この変化は「真柄メモ」の提出くらい、連合、全官公と総評・官公労の非公式の打ち合せが急展開し、全官公がみずからの主張の実現に、強い自信をもったあらわれと解する以外に理解のしようのないものです。詳細については資料(次号)を参照していただくこととして、その特徴を要約すれば次のとおりです。

「(1)組織の名称については「民間」を削除し、「全日本労働組合連合会」とし、略称は現行どおり『連合』とする。

(2)『進路と役割』の名称は現行どおりとする。

(3)『進路と役割』のなかの綱領も現行どおりとする。

(4)『綱領』部分には手をつけず、『基本目標』と『課題と使命』の部分で若干の手直しをする。

(5)『進路と役割』を基本にすえながら、官公労分野における労働基本権の完全回復を補強する」

こうした視点から、全官公は『進路と役割』の「基本目標」八項、九項、「課題と使命」の一項4、二項の4について「修正点」を示しています。たとえば次のようになります。

〈基本目標⑧〉

原文 「われわれは労使対等の原則に立ち、相互の自主性を尊重した労使関係を確立する。」

修正 「われわれは、労使対等の原則に立ち、相互の自主性を尊重した労使関係の確立に努力するとともに、官公労分野における労働基本権の完全回復をはかる。」

〈基本目標⑨〉

原文 「われわれは、『民間先行による労働戦線統一の基本構想』の理念を堅持するとともに、これに基づく統一を妨害するあらゆる独善的利己的勢力に対して毅然たる態度をとり、分裂工作を排除し、労働界分裂抗争の歴史に終止符を打つ。」

修正 「われわれは、『労働界全体の統一に関する基本構想』の理念を堅持するとともに、……」

この全官公の「補強意見」は、「基本目標」九項の叙述に明らかのように、連合が総評に「ここまでなら許容します」との意志を表示したものです。したがって、この全官公の「補強意見」を中心に綱領論議がおこなわれることになるでしょう。(つづく)

◆ 座談会 組合大会をふり返って(四) ◆

司会 ところでEさん、統一労組懇の動向はどうですか。伝え聞くところによると、統一労組懇は独自の旗上げから社会党左派系といっしょにという方向に変わったとの話もあります。

報告九 統一労組懇の動向

新ナショナルセンター結成が焦点

司会がおっしゃったような傾向が強くなっていることはたしかです。岩井さんが労研センターの幹事会でたしか、「統一労組懇の幹部は、『私たちは最初からみなさんと一緒に旗をあげるつもりでやってきた』という言い方をしているが、それは私の理解しているところとは異なる。私は、そうでなくて、統一労組懇の考えは途中で変わったというように受けとめている」と、統一労組懇の幹部との話合いの印象を述べられました。

もし統一労組懇の幹部がこうしゃべったとすれば、路線が変わったことになる。その背景はじつによくわかります。統一労組懇系組合といったって、統一労組懇が旗を上げて、それにスッキリ一本化できるという組合は多くはありません。旗上げの作業がすすむにつれ、「ナショナルセンターを実際につくる」ことのないへんさが理解されるようになったということじゃないでしょうか。

総評大会後でしたでしょうか、六本木前国労委員長の著書『人として生きる』の出版記念会がおこなわれましたが、出席した人は一様にビツクリしていた。だって、統一労組懇系組合の幹部はもちろん、党関係の幹部がズラリ顔をそろえていましたからね。こんなことはかつてなかったことです。ここにも、左派系組合に配慮しているあとがあります。それはともかくとして、最近の統一労組懇系の動向をポイントにかぎって報告します。

年次総会方針の構成

八月一九日から統一労組懇の年次総会が開かれます。その議案書の特徴です。構成は、次のようなものです。

- 一、八〇年代の活動の総括と現在の到達点／①政策・要求と運動面で先進的役割を果たしてきた②組織的にも大きく前進してきた
- 二、情勢と任務／①経済情勢②政治情勢③政治戦線④労働戦線
- 三、階級的ナショナルセンターの確立をめざす活動の強化／①統一労組懇の運動と組織の強化②『連合』にいかない労組との共同の追求・準備会、総決起集会の提起
- 四、われわれが考える階級的ナショナルセンターについて／①新しい階級的ナショナルセンターの役割と課題②構成と運営の基本
- 五、当面のたたかいのすめ方について／①消費税導入反対闘争及び教育反動化反対闘争の強化②賃金、時短、『合理化』反対など労働者の権利と労働条件をまもるたたかい
- ③『軍事費を削って』国民大運動の活動強化④未組織の組織化、『一千万人運動』、『年金者組合』について⑤農畜産物の輸入自由化反対、農業と食糧をまもるたたかい⑥アピール署名、原水爆禁止世界大会、非核の政府⑦安保廃棄、革新統一をめざすたたかい⑧民主主義擁護のたたかい⑨国際連帯活動

新ナショナルセンター結成を強調

第一に階級的ナショナルセンターの確立が、「統一労組懇の活動の一つひとつが、階級的ナショナルセンターの確立という歴史的事業の成功に直結していることを理解し、その自覚にたつていっそう奮闘しようではありませんか」との表現で強調されています。これは従来の主張と変わりありません。新たな点は第四項目に「われわれが考える階級的ナショナルセンターについて」をおこし、新たなナショナルセンターの綱領にあたる「新しい階級的ナショナルセンターの役割と課題」、規約にあたる「構成と運営の基本」を明らかにしたことです（資料(1)、(2)参照）。細かくは資料を参照していただくこととして、特徴点だけを申し上げます。

綱領部分では「階級的ナショナルセンターは、戦前・戦後をつうじて培われてきたわが国の労働組合運動の積極的・戦闘的伝統を継承・発展させる」との立場から、共産党系独自のナショナルセンター構想となっています。また規約部分では「特に強調しなければならぬのは、職場と地域が運動の基礎であることと、加盟諸組織の自主性の尊重」を強調しています。これは連合の規約を意識してのことでしょう。さらに、「連合」の実態は、もはや労働組合とはいえない」との指摘は、新たなナショナルセンターをつくることを内包するものです。

左派との「共同」も謳う

第二に独自性を強調しながら、左派の大結集をも同時に謳っていることです。たとえばその典型が「第三項の②」です。こう記されています。

「われわれは、『連合』にいかない勢力のすべてを対象に『まともな労働組合運動の総結集』を呼びかけます。中央統一労組懇は、なによりもまず『左派組合』『純中立懇』その他『連合』にいかない組合との共同行動を追求し、それを基礎にして単産ならびにいくつかの地方組織の代表者による『ナショナルセンター確立の準備会』を結成するために奮闘します。

共産党の方針が変わったのではとの主張は「第四項」の前文にでてきます。そこで新たに提案された綱領、規約の考え方について、こう言われているからです。

「統一労組懇は『左派組合』や『連合』にいかないすべての組合との『共同』を追求してそのうえに階級的ナショナルセンターをつくることをめざしています。そのナショナルセンターの『規約』『綱領』などは当然『共同』の組合とともに検討すべきものです。その前提で今日時点で統一労組懇が考えるナショナルセンターは……『展望と骨格案』を補足し具体化したものです」

しかし冒頭にも少しやりとりがありました。統一労組懇、とりわけ共産党のハラは、「独自で」に固まっていると思われまふ。

変わらぬ「社民主要打撃論」

第三に社会党批判を「徹底して強化していくことが必要」との認識から、「社会党・総評ブロックの……分裂主義、妨害勢力としての本質をばくろし、これと闘うことがいよいよ重要となっています」と、相変わらぬ「社民主要打撃論」がみられます。これでは、いくら「共同」のたたかいを強調しても、具体化することは困難です。戦友としての信頼関係は生まれませんから。

「年金組合」を提起

第四に「年金組合」が新たに提起されていることです。これはイタリアのCGILなどを参考にしたものと考えられます。CGILでは年金生活者の占める比率がきわめて高く、それがイタリアにおける年金スト、反インフレのたたかひの背景となっています。

以上が、議案の新たな点です。前にも述べましたが、統一労組懇の総会は一九日からです。そこでおそらく総評解散↓「連合」再編が完成する日時にあわせ、新ナショナルセンター結成の方向が示唆されるのではないのでしょうか。

“二頭立ての馬車”を仕立てる

B ようするに共産党系は“二頭立ての馬車”に乗るということですね。

E そうだと思えます。本隊の統一労組懇の強化をはかり“独立”させる。地方では“左派結集”に力を割く。その両者が統一され、共産党が主導権をとる、そう構想していると思う。

容易でない“旗上げ”

C 統一労組懇の組織構成は現在どうなっていますか。

E 参加組合は二二単産・二部会、一オブザーバー。地方統一労組懇は四七、そして地域統一労組懇は五八八。総労働者数は一八〇万人です。二部会とは自治体、教育です。

C 労働組合本隊の数はどうですか。一八〇万人ということですが、その多くは地域統一労組懇でしょう。

E 詳しくはわかりません。しかし統一労組懇系四単産を中心とする人員は数十万人ではないでしょうか。百万には満たないというのが一般的な見方です。

C 多くはないわけだ。独自に旗を上げればどうなりますか。

E 数はさらに減少することが予想されます。というのは、冒頭のやりとりにもありましたように、統一労組懇系組合といっても、共産党系の影響力は強くない。職場でたたかいませんから、党員以外に信用はありません。しかも、共産党系の組合といわれる支部、分会、あるいは単組でも、多くは役員だけでしょう。

C “丹頂鶴”なんていわれるね。共産党系といわれる組合に、とくにその傾向が強い。

E 先日もある人から「共産党は旗上げはしないでしよう」といわれた。それで「どうしてですか」と問うたら、「うちの地区のある組合は統一労組懇系の人たちがぎっている。しかし、その彼らが社会党左派はどうするんだ。とてもじゃないが、統一労組懇だけで旗上げすることは容易じゃない」と、いつていたというんですね。

C 職場の統一労組懇系の人たちの率直な気持ちでしょうね。しかし、統一労組懇系には“共産党”があります。ここがどう判断するか。簡単には「旗上げしない」といえない背景です。

司会 党を中心に動きますからね。そこが社会党系と根本的にちがう。

統一労組懇三つの重点

B 「新ナショナルセンター確立」にあたり、統一労組懇がいちばん力を入れている課題はなんですか。

E 三ついわれています。第一は一ヶ所地域統一労組懇の早期確立です。一千という数

字の背景は、地区労が約一二〇〇ですから、それをめざすということのようです。第二は政策活動と政策論争の強化です。これで「統一労組懇こそ労働者・国民の利益を擁護していること」を明らかにしたいということでしょう。そして第三は機関紙宣伝活動の強化です。機関紙の「週刊、大判化」「当面五万部」を九月以降実施したいというものです。

こうしたことのうえに、二月一八日、「全単産・単組、地方・地域代表者の総決起集会」を、「共同の『左派』にも参加をよびかけ」開催し、これを「階級的ナショナルセンター確立の重要な契機」にしたいとしています。

A ようするに統一労組懇も容易じゃないわけだ。

B 事態が総評解散まで進行し、労働運動の領域でまず「戦後政治の総決算」が必至となった現在、左派総体が力を合わせる必要がある。

ところが共産党系には「社民主要打撃論」の旧弊がいぜんとして強く、他方、社会党左派系には共産党の独善主義、職場でたたかわらないことへの不信感が強い。とりわけその傾向は日教組、自治労に強いわけでしょう。

D 共産党系の人々との信頼関係はまずありませんね。とにかくひどすぎるもの。

司会 それをどう克服するか。運動は「生きもの」ですから、理論だけではわりきれません。互いに「戦友」として肩を組み、その意味で、国鉄分割・民営化反対のたたかひの経験は重要です。

E 私もそう思います。たがいに反省すべきは反省し、日本労働運動の再構築に努力し合う。とはいっても統一労組懇系の人たちへの不信感は、私にもありますけどね。

司会 だいじなところが、これまで二つ欠けています。一つは日教組、もう一つは自治労です。総評の組織人員は約四〇七万人。このうち日教組は約六五万人、自治労は一二五万人を占めます。総評の組織人員にたいするこの二つの組合の割合はじつに約四七パーセントにもほります。ここに、日教組、自治の占める地位があります。

地位の重さは数だけではありません。質もまたそうです。日教組は「教師の倫理綱領」で、「教師は労働者」との立場を堅持しています。理論的にはそう規定しているだけではありません。一九五一年、「教え子を戦場に送るな」のスローガンのもと、日教組は「平和三原則」を他の組合にさきがけて決定しました。一九五八年からの「勤評反対闘争」、また「学テ闘争」、七〇年代に入るや「人確法」、「主任制反対運動」等、「反権力」のたたかひを果敢に展開してきました。

地方、自治労は日教組のように「反権力」のたたかひを全面的に展開したことはありませんが、自治労綱領三原則にもとづいて、「反独占・反自民」の立場から、地域からの労働運動の高場に多大の役割を果たしてきました。

このように、この二つの組合は「総評労働運動そのもの」です。したがって、日教組、自治労が労働問題でどのような道を選択したかは、今後の日本労働運動のゆくえを決定するものです。Fさん日教組大会の概要をご報告ください。

報告十 日教組大会報告

真の全的統一追求が左派の課題

ご承知のように、日教組は一昨年从今年二月にかけ、「四百日闘争」といわれる長期にわたる抗争がありました。田中(前)委員長が、大会を開くと負けだと、委員長の印章をもって逃げまわり、大会が開けないばかりか、日教組の組織機能が実質崩壊した抗争です。

こうしたことのうえに、日教組は今年の二月、第六四回定期大会を開き、長期にわたる抗争に一応終止符をうつべく新執行部を選出しました。新たに選出された「福田・大場体制」の基本的性格は、政治的妥協の産物として左・右両派の中間的立場、厳密な意味では親右派路線に立脚したものです。したがって、労戦方針では「総評・官公労協の全統一」の方向支持」とならざるをえない立場にあります。

労戦では「新五項目」

大会の焦点は、この座談会でくり返し指摘されております労戦「統一」問題です。日教組の方針は、「総評・官公労協の全統一の方針を支持し、その実現をはかる」を基本的態度とし、そのうえに真の全統一実現のための「新五項目」ともいえる、五つの条件をつけているのが特徴です。

それは第一に全統一原則と方向を堅持すること、第二に新たな綱領的文書を作成することとし、そのなかで①平和運動への継続的とりくみ、②労働基本権の確立、③教育臨調路線を排し、平和憲法と教育基本法にもとづく民主教育の確立等をもりこむ努力を強めるといった課題に務めること、第三に選別や連合への吸収を許さず、官公労協の統一対応をあくまで堅持すること、第四に総評・県評・地区労運動のはたしてきた役割を評価し、その継承・発展の具体的かつたしかな見通しを示すこと、第五に「五項目補強見解」と「三つの問題点」解決のため、ひきつづき努力すること、というものです。

三点にわたり「本部見解」

こうした方針案に、日教組の場合はいつものことです。じつに多くの修正案が提出されました。

大会の第一の特徴はこうした修正案にたいし、本部が譲歩したこと。二つあります。第一は、運動方針「たたかいをすすめるにあたって」に、「反自民・反独占・反ファシヨの立場堅持」の文言を受け入れ、復活させたことです。

第二は労戦問題について三点にわたる本部見解を表明したことです。それは第一に、反自民・反独占・反ファシヨの立場を堅持し、全統一の努力をすすめる。第二に、反自民・反独占・選別排除等については、執行部提案中の五項目補強見解、三つの問題点の解決に努力するとのなかにふくまれています。第三に、「連合にいかない」などの修正案がだされておりますが、上部団体への加盟問題をふくむことについては、それが問われる時期には決議機関に計ります、というものです。

修正案は否決

修正案については無記名秘密投票がおこなわれました。残念ながら一本を除きいずれも否決です。しかし、今から具体的に申し上げますように、じつに近差であることが特徴です。

まず左派系修正案の結果です。四つの修正案について報告します。

第一にもっとも多くの票を集めたのが熊本の修正案です。内容は、「教育労働戦線の母体としての日教組の力量を高めつつ、反独占・反自民の階級的視点を明確にし、選別主義・国際路線の固定化に反対し、労働戦線の全統一をめざします」というものです。けつして強い調子のもではありません。賛成二一五、反対二五〇、無効一、白票六でした。代議員総数は四七二、したがって過半数は二三七ですから、一二たりないことになりました。

率にすれば四五・五五パーセントになります。

第二に次に多くの票を集めたのが鹿尾島の修正案です。内容は熊本とあまり変わりません。「反独占」「反自民」「選別排除」「国際路線の固定化反対」の原則を堅持し、すべての労働者労働組合を結集し、総評運動の継承・発展を基本に全的統一をめざします」というものから、賛成二二三、反対二五三、白票六。率にして四五・一二パーセントです。

これよりもはるかに調子の強い修正案が千葉高教組、宮城県教組から出されました。千葉（高）の内容は、「選別と国際路線固定化反対、臨教審路線との対決など、全的統一をめざす日教組の立場を堅持し、八九年総評解散に反対します。そして「進路と役割」を基本とする選別再編には日教組は参加しない立場をたぬきます」というもので、賛成一九四、反対二七六、白票二。四一・一〇パーセントです。

宮城の内容は「労働戦線の統一にあたっては、総評四原則に基づく統一、五項目補強見解、三課題の実現を前提とし、労働運動の原則に立ち、反自民、反独占の立場で総評労働運動の継承発展を追求します。従って、労働戦線統一にあたっては、連合に行かず、あくまで自主的態度を堅持しながら、労働組合の主体性、自主性を守って活動を展開します」というもので、賛成一七四、反対二九八。率は三六・八六パーセントです。

統一労組懇系は共同の全面修正案を提出しましたが、賛成一五五、反対三一六、無効一でした。統一労組懇系の実勢力はおよそ一四五―一四八とみられています。

本部見解および運動方針での「反自民・反独占・反ファッショの立場堅持」が左派系の票を減らしたということがいえるかとおもいます。

国労闘争支援の修正案は可決

大会の第二の特徴は、さきほど一本だけ修正案が通ったといいましたが、「国労闘争で共闘闘争をすすめよう」との千葉（高）が提出した修正案が賛成二五二（五三・二七％）可決されたことです。

その内容は、「国鉄清算事業団」に入れられている労働者をはじめとしてJR労働者の雇用確保、不当労働行為・人権侵害の摘発と地労委提訴など首切り合理化反対・反失業・組合活動の自由確保のたたかいとして支援・連帯し、反臨教審答申と結合して共同闘争をすすめます」というものです。

司会 労働を中心に報告いただきましたが、他にどのような課題があったのですか。

F おおきくは二つです。第一は臨教審関連六法案反対闘争、第二はこれにストライキでたたかうこと、第三に「日の丸、君が代」の強制が強められ、自衛隊の教育現場への浸透作戦が強まっている時期だけに、平和運動再構築への感心も高まったことです。

B 労働で連合に屈することは、いまFさんが述べられたたたかいを放棄することにつながりますね。

F 「教え子を戦場に送るな」が日教組の生命線。政府自民党の攻撃はここに集中しています。臨教審のネライもこれです。

A 「教育と軍事は譲れない」というのが政府自民党の一貫した立場です。「戦後政治の総決算」の眼目は憲法改悪にあるが、これを実現するためにこそ、総評労働運動の解体、臨教審攻撃がある。

F おっしゃるとおりです。

司会 ところで、日教組の定期大会が正常におこなわれたのは何年ぶりですか。

F 恥ずかしながらじつに三年ぶりです。一九八五年の第六一回大会らしいことです。

ら。
 司会 当時の日教組本部のなかはユニークでしたよね。「賃金を払え」なんてポスターがはられたりして。

F 「田中委員長よ」と書かれていないところがミソでね。

全通、日教組、そして国労

B ところで「四百日抗争」を許した日教組の弱点はどこにあるのでしょうか。

C 当時は、国鉄の「分割・民営化」、そして全通の「会館問題」があった。

A この三つの問題はあらわれた方はちがうが、本質的には同じです。組合の墮落とどうたたかうという問題です。

ぼくは当時、日教組の仲間から、「いったい全通の組合員はどうしているんだ。だらしなさすぎるよ」と、全通組合員を非難する声を聞きました。私も彼の主張には賛成だったのですが、「あなたはそういうけれど、あなたの日教組はどうか。田中委員長が所在不明とやらで、日教組は機能マヒ。許せることではないじゃないか。日教組も全通も変わらぬい」なんて憎まれ口をたたきましてね。

C 結局、企業内組合の弱さでしょうね。

A 国労組合員だけが上がった。彼らは、あの「分割・民営化」攻撃のなか、労資共同宣言を拒否し、起ち上がった。

F 国労を守りぬいたもの。たしかに数は減った。しかし、国労綱領を守りぬいている。日教組の常識では信じられないことです。

組合民主主義はつくるもの

A 組合民主主義をどう考えるかの問題だ。形式じゃないんだよね。組合民主主義はたにかいとるものだもの。「プロレタリア民主主義」の萌芽形態でしょう、組合民主主義は。

C 組合民主主義の本質というか内実が、りっぱな活動家にも忘れられています。

B 機関決定を守るのが組合民主主義であるかのようにね。
 C 間違った機関決定を職場の力でひっくり返すのも、組合民主主義です。これが忘れられている。

D 「忘れられている」というより、その意識がうすいんじゃないですか。われわれは作り上げられた組合の上に乗ってきたわけですから。したがって、組合をつくる楽しみを本当に知っているわけじゃない。

A ペレストロイカはソ連だけじゃなく、われわれの労働組合にも必要というわけだ。

D そういうことです。労働組合ほど官僚的で形式的で現場の意見を吸い上げることのない組織もない。

A 企業は、「小集団」で、形式だけは維持しようと必死だもの。

B さらに組合幹部の資質が問われていると思う。「魅力的な組合幹部がいますか。『少ない』でしょう。組合員はじつに多様ですよ。意識も高い。

D 人間的魅力がなければだれもついていきませんよ。組合幹部、社会主義者といわれる人で、人間的魅力のある人がどれほどいますかね。結局は、ここにいくと思います。だって、政府、企業は官僚統制、つまり官僚主義なんだから。

司会 話があっちこちにとんでいます。自治労大会の報告をいただければ、話はさらにおもしろくなると思うのです。Gさん、自治労大会の報告をお願いします。(つづく)

資料1 新しいナショナルセンターの役割と課題(統一労組懇)

一、日本の独占資本主義は、アメリカ帝国主義に従属し、米日反動勢力によって、労働者、国民にたいする支配と抑圧の体制をつくっている。その支配のもとで、労働者、国民の状態はますます悪化している。日本の労働者の賃金は、アメリカの二分の一、西ドイツの三分の二に過ぎない。労働時間は、西ドイツより五百時間、アメリカより二百四十四時間も長い。社会保障給付は、フランスや西ドイツの半分以下である。

また、日米軍事同盟の強化によって、核戦争の危機、平和と民主主義の危機も深まっている。日本には、アメリカの軍事基地が百以上もあり、四万九千二百人の米兵が駐留している。核空母ミッドウェイやF16核攻撃機などがわがもの顔に出入りして、非核三原則は空文化されている。日米軍事同盟は、今日核軍事同盟となっている。竹下自民党内閣は、アメリカの核戦略に協力・加担し、軍事費を突出させて増やすとともに、在日米軍駐留にかかわる負担増や「経済援助」の名による安保分担を積極的に引き受けている。

これらは、労働者、国民のなかに反動攻勢に立ち向かう闘争エネルギーを増大させずにはおかない。大型間接税反対運動のひろがりや埼玉知事選、沖縄県議選の結果は、そのあらわれである。

こうした情勢は、労働組合が果たすべき役割をいよいよ重要なものとしている。

階級的ナショナルセンターは、労働組合運動の原点である労働者の切実な生活と権利を擁護する闘争を全国的統一闘争として積極的に組織し、あわせて国民の経済的・政治的課題の解決をめざす闘争の先頭にたつたかたものである。

二、階級的ナショナルセンターは、労働者、国民の次の諸要求の実現をめざす。

- ① 賃金の引き上げ、最低賃金制の確立、労働時間の短縮、労働基本権の確立
- ② 産業、空洞化、政策と首切り、「合理化」反対、雇用確保、失業保障と社会保障制度の拡充
- ③ 雇用における男女差別の撤廃、男女平等の実現
- ④ 所得税の大幅減税、大企業優遇税制の是正
- ⑤ 臨調「行革」、地方「行革」反対、軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実
- ⑥ 臨教審路線反対、民主的教育要求の実現
- ⑦ 農産物の輸入自由化反対、日本の食糧と農業を守る。
- ⑧ 核戦争阻止、核兵器の緊急廃絶。
- ⑨ 国家機密法、憲法改悪反対、民主主義の擁護。軍国主義復活のためのあらゆる策動に反対する。
- ⑩ 日米安保条約の廃棄、軍事基地撤去。非核、非同盟、平和・中立の日本の実現。

三、階級的ナショナルセンターは、戦前・戦後をつうじて培われてきたわが国の労働組合運動の積極的・戦闘的伝統を継承・発展させるものである。

1、わが国の労働組合運動は戦前反共主義をかかげた右翼幹部によって侵略戦争に加担し、戦後はアメリカ帝国主義の戦争政策に協力するなど再びくりかえしてはならない苦い

歴史を経験してきた。それにもかかわらず、いままた同じ反共主義をかける右翼幹部によつて労働組合を独占資本や自民党政府の反動政策の基本を支持するものに転落・変質させようとするたくらみがすすんでいる。

われわれはこの労働組合を変質させようとする危険な策動ときっぱり対決し、戦前、侵略戦争に対してたたかい、戦後、労働者と国民の要求を統一し、国民春闘の前進をめざし、また民主的教師論、公務員労働者論などの発展によつて労働者と国民の利益の統一、団結の強化をすすめてきた。さらに核兵器の廃絶、日米安保条約の廃棄や米軍基地撤去、アメリカのベトナム侵略戦争に反対して国民の先頭にたつたかつてきたわが国の労働組合運動の積極的・戦闘的伝統をひきつぎいっそう発展させるものである。

2、労働者の切実な諸要求の実現をめざす闘争エネルギーを汲みつくし、結集する。そのために組合民主主義を特別に大切にす。

①労働者の生活実態にもとづく要求組織のための活動を重視し、大衆的な討論をつうじて積極的な要求を練りあげる。

②組合員の自主的・自覚的な行動こそが闘争勝利の原動力であることを基本に、職場・地域の闘争体制の確立とこれを基礎にする統一闘争の強化につとめる。

③ストライキをふくむ各種の闘争形態の選択とその行使にあたって国民との連帯をいっそう重視する。

四、未組織労働者の組織化に全力をつくす。三分の二をこえる未組織労働者の組織化はわが国の労働組合運動の前進にとつて最重要課題の一つであり、そのための努力をいっそう強める。年金者労働組合の組織化に努力する。

五、政党との関係については、労働組合の基本的性格を守り、いかなる政党からも独立する。組合員の政党支持の自由、政治活動の自由を保障し、一致する要求にもとづいて政党と協力・共同する。

六、労働組合の初歩的で基本的な「三原則」（資本からの独立、政党からの独立、一致する要求での行動の統一）にたつ階級的ナショナルセンターの確立は労働戦線の真の統一の母体を形成するものであり、そのうえにたつて労働戦線の真の統一のために努力する。

七、国際連帯活動の強化につとめる。真の国際連帯は、自国の労働組合の階級的統一の前進の基礎のうえに確立されるものであり、各国の労働組合運動は互いに自主的な立場にたち、共同の目標をめざす闘争のなかで相互に支持しあう。

当面、特定の国際組織に加入せず一致する要求にもとづく共同行動を要求する。

八、革新三原則にもとづく革新統一戦線の実現。非核の政府の樹立をめざす。

資料2 構成と運営の基本（統一労組懇）

一、構成の基本

1、構成

(イ) ナショナルセンターは、産業別全国組織（単産）と、都道府県組織（ローカルセンター）によって構成する連合体である。

(ロ) ローカルセンターは、単産加盟の都道府県組織と、市町村の地域別組織（地域組織）及び、その他の組織によって構成する。

(ハ) 地域組織は、単産加盟の市町村組織と、その他の組合によって構成する。

2、機関

(イ) ナショナルセンターの機関は次の通りである。

① 大会 ② 評議委員会 ③ 中央執行委員会

(ロ) 大会は、ナショナルセンターの最高決議機関である。

大会は、ナショナルセンターの運動方針、規約の改廃、予算、役員選出を民主的に採択する。

大会は、役員及び単産、ローカルセンターからの代議員とで構成する。

(ハ) 評議委員会は、大会から大会までの間、大会決定の実施に必要なすべての措置、並びに情勢の変動によって生じた措置をとることができる。評議委員会は、大会で選出された役員及び評議委員で構成する。

評議委員の選出に当っては、単産、ローカルセンターとともに青年、婦人各層の代表を考慮しなければならない。

(ニ) 中央執行委員会は、大会で選出された役員で構成され、ナショナルセンターの業務遂行にあたる。

3、役員 ナショナルセンターの役員は、次の通りである

① 議長 一名 ② 副議長 若干名 ③ 事務局長 一名 ④ 中央執行委員会 若干名 ⑤ 会計監査 若干名

4、財政

(イ) ナショナルセンターとナショナルセンターを構成する諸組合は、目的達成のための諸運動推進のため、主として労働者の組合費及び寄付金によって財政をまかなう。

(ロ) ナショナルセンターの組合費は、月額一人当たり 円とする。納入方法は別途研究する。

(ハ) ローカルセンター、地域組織の財政、組合費はそれぞれ自主的に決定する。

二、運営の基本

運営の基本は、綱領、行動綱領、規約に基づく運動の発展にあるが、特に強調しなければならないのは、職場と地域が運動の基礎であることと、加盟諸組織の自主性の尊重である。

1、各機関の決定は、単純多数決で採択される。しかし、重大議案（規約の改廃、国際組織への加盟など）については、三分の二の賛成を得なければならない。

2、大会では、代議員の採決権とともに、加盟単産、ローカルセンターの採決権が保障される。

3、加盟単産、ローカルセンターは独自の規約をもちその自主性が尊重される。

KYT管理で隸属化

—— N T T 職場の実態に学ぶ ——

いま「職場のニュース」が面白い。国労のニュースにそれがいえる。日刊紙、週刊紙、月刊紙等、じつにさまざまだ。内容も J R 資本に真正面からたたかいたかいたか挑むもの、 J R 資本を皮肉るもの、仲間、他単産との交流。

過日、国労新幹線支部発行の「支部情報」を目にした。「 N T T 職場の実態に学ぶ」と、小集団管理とのたたかいたかいたか報告されている。「これこそ交流の見本」といえるほどにすばらしいできた。全国の仲間にも紹介したい。いつものお願いです。ぜひ、職場の機関紙をお送りください。
(編集部)

全通や N T T、ほとんどの民間では数年前に導入され、いま J R 職場でも始まっている「 K Y T 」……。

毎月開催している支部主催の『活動家学習交流会』では、七月十五日、この「 K Y T 」をテーマに、都内 N T T ○○局の仲間の報告を受け学習し合いました。教訓不快報告でするので紹介します。「 K Y T 」攻撃が本格化する前に、各分会で学習・点検・討論を強めて下さい。

新幹線職場でも始まっている！

「 K Y T 」とは、「危険・予知・訓練」の呼称ですが、実は保線所の職場では、一年前から目や耳に入っていました。足ぶみ状態がつづいていますが、脱退者などを推進グループにして本格化することは間違いありません。

東一運本所では、『安全衛生委員会』（委員は労連で構成）でこの「 K Y T 」を積極的に取りくむことを五月に決めています。同じ東一運三島では、玄関入口の掲示板に電車の前を横断している人物のマンガを貼り出して「どこに危険がひそんでいますか？」と社員に問いかけています。

また、つい最近学園へ入所した仲間の報告によると「 K Y T 」のテキストが配られ、ミーティングやタッチ・アンド・コール（手を握り合って唱和する）を強要しているそうです。 N T T の場合も「民営化」の直後に「 K Y T 」が導入されましたが、私たちの身近なところまで「 K Y T 」が入りこんでいるのです。

「 K Y T 」がどんな形で行われているのかから報告します。
毎朝八時半の始業時刻から十分間のミーティングが行われます（以前は、着替え時間だった）。傷害事故が発生した翌日などは、さも本人の不注意であったかのような報告がミーティングでなされます。

次いで、全員が外に出て「ラジオ体操」をやり、それが終わると「安全体操」です。つづいて「服装の K Y 」これはお互いに向き合って整列し、指揮官（交代で）大声で「安全靴は良いか！」「ボタンはどうか！」と号令をかけ、全員が相手を指差しながら「ヨシッ！」と答えるものです。暑いからといってシャツの腕まくりなどしていると、たちまちヤラれます。そのあとは「安全旗掲揚」に移り、上司が「今日もゼロ災害でいこう！」と唱和します。

あさの儀式はまだだつづきます。こんどは、円陣を組んで作業の打ち合わせ。最後に

円陣のまま手と手を握り合って「ゼロ災害でガンバローノ」と唱和（タッチ・アンド・コール）して現場へ出かけます。

同じことが現場でも行われます。円陣をくんで「危険はないか」とミーティング。電柱に登るときは、大声で「胴ツナ、ヨシッノ」「まわし掛け、ヨシッノ」といった具合です。

「KYT」が最初入ってきたときは、マンガをつかってどこが危険か、どうすれば良いか考えよう」といった感じで「これがKYTか……」と余りピンときませんでした。

そのうち「体操」や「唱和」を強要するようになりましたが、はじめはみんな「恥しい」「やりたくない」と言っていました。

しかし、毎朝尻を叩かれ、「査定にヒビクぞ」などと脅かされると徐々に命令に従う人が多くなってきました。

「ヨシッノ」の声が小さいと、右も左も分らない新卒者に「お手本」をやらせたり、外へつれ出して寿司や酒をエサに「指差・唱和をやれ」と説得する係長もいました。

こうして半年もたつと「イヤだ」と言っていた人も「KYT」に組み込まれていきました。

それでも抵抗をつづける一部の人に対してはどうか？ Q Cなど他の小集団運動でも同じですが、会社側が手を下すのではなく周囲の仲間が「お前はなぜやらないのか」と責めるようになり、人間関係も気まずくなっていきました。

ある仲間が、坑道でケーブル作業中にケガをしました。坑道はキュークツで、薄暗く、ケーブルが散乱していて足もとが悪かったのです。ケガをした仲間はさっそく医者へ行きましたが、上司は「なぜ指示がないのに医者へいったのか」と問い詰め、局長は「私傷にしろ」と言いました。彼の場合は、「そんなおかしいことはない」と抵抗して『業災』になりましたが、会社から言われる前に自ら『私傷』にしているのがほとんどです。

つまり、私が訴えたいことは、N T Tに民営化され、急速に合理化が進んだ。やたら超勤が増え、労働強化になった。当然、ケガや職業病が増えます。それを表面に出さないための狙いが「KYT」ではなかったのか？と思うのです。

「KYT」など小集団管理が導入されたところは「うちは大丈夫だ」「ポーズだけでも参加してみようか」と言いつつ、いざ始まると職場の団結が破壊され、権利慣行が著しくはく奪されています。

KYTにうちかつために

従って、第一に「KYT」の狙いを大衆的な学習・討論によって明らかにし、すでに導入された民間単組などの交流が必要です。第二に、会社側が変わった動きをしていないか、小さな変化も見逃さない点検行動を組織的に、日常的に取り組むことです。第三は、反合理化闘争と一体になった具体的な抵抗です。資本の側は「KYT」とは裏腹に『安全衛生規則』を平気で無視し、事故の要因につながる人べらしや労働強化を進めています。身近な実態にこそ反撃の糸口があります。点検・摘発行動、『安全衛生委員会』の活用、具体的な要求づくりや抗議・交渉をみんなあて取りくんでみよう。第四に、N T Tの報告にもあるように「査定・差別」をテコに小集団への参加を強要してきましたから「差別を許さない団結と抵抗」がカギになります。第五には、こちら側の小集団Ⅱ五人組活動を負けずに強化することです。

北海道でも「六本さん」の出版記念会

八月十一日、札幌市の八重州ホテルにて、「新しい労働運動の創造を『人として生きる』出版記念講演会」を、前国労中央執行委員長の六本木敏氏を迎えて行なわれました。

この「出版記念講演会」は、この間、国鉄の「分割・民営」化反対闘争を共に闘ってこられた三人の呼びかけ人代表、三好宏一氏（札幌学院大学教授）、川村俊紀氏（国労顧問弁護士）、山田順三氏（北海道労働運動研究センター代表幹事）によって、道央・札幌を中心に取り組まれました。

当日は、第一部の「出版記念講演会」に二五〇人、第二部の「六本木前国労委員長を囲む団結交流会」に一〇〇人が参加しました。国労組合員が圧倒的多数でしたが、大学教授、文化人、国鉄共闘の仲間、市民運動の活動家、各単産の仲間が参加し、熱心に「出版記念講演会」会に聞き入り、また、「団結交流会」では和やかに交流しました。

第一部は、国労うたごえ宣伝交流団・札幌ナッツパズによる、構成詩「闘うわれら」で始まり、主催者を代表して、三好宏一呼びかけ人より、国鉄闘争の意義、修善寺大会について、「人として生きる」の本にふれて、六本木前国労委員長の闘いをねぎらうあいさつがされました。

続いて、前国労中央執行委員長の六本木敏氏より、(1)国労中央執行委員長としての連続(三三九日)した闘い、(2)修善寺大会について、札幌地本の思ひ出、(3)この本のタイトル『人として生きる』について、(4)「どんなに長くても明けぬ夜はない」との力強い記念講演を受けました。

「出版記念講演会」の最後に、寺内寿夫国労札幌地本書記長より、この間の厳しかった国鉄の『分割・民営』化反対闘争の御支援・御協力に対するお礼と、今後とも『清算事業団』における反首切り・雇用確立の闘いを中軸に、JRの闘いと結合し闘っていく決意が述べられ、第一部は終了しました。

なお、北海道新聞は八月一二日付「ひと」交差点」で、この出版会をとりあげ、「ほとんど休みなく走り回った委員長時代のように、札幌でも、清算事業団に残る仲間を激励、闘士は健在だ」と結んでいます。

(M)

◆読者からのおたより◆

日教組大会が終わりました。失望ばかりしてはいけないうのでしよう。職場にいる者にとつて、的確な情報が何よりも必要です。「社会通信」にその役割を期待します。(千葉・S)

国鉄が分割・民営化されて一年三ヶ月がたとうとしておりますが、県内における地労委闘争もあと二回の審問を残すだけとなりました。昨日は早稲田大学の佐藤教授が証人に立たれ証言が終わられた時、傍聴者の全員の拍手が湧き、胸のつまるおもいでした。

自分の職場や地域になかなか抜けきれていないのですが、全労働者の利益を守るといふ立場で望もうと夫と話している今日この頃です。

(佐賀・N)

まともなもの、真実なものが光って見えるのです。私たちの闘いは、勝ち負けというより、真実を貫くということに目的、意義があるのですね。

(旭川・N)